

地域における消費者教育の推進に向けた
地域ネットワークの構築・強化に関する分科会 運営要領

令和8年1月28日
地域における消費者教育の推進に向けた
地域ネットワークの構築・強化に関する分科会決定

- 1 地域における消費者教育の推進に向けた地域ネットワークの構築・強化に関する分科会（以下「分科会」という。）は、原則として公開とする。ただし、特段の理由があると座長が認めた場合は、分科会の全部又は一部を非公開とすることができる。
- 2 分科会における配布資料は、原則として分科会終了後に速やかに公表する。ただし、特段の理由があると座長が認めた場合は、配布資料の全部又は一部を非公表とすることができます。
- 3 分科会終了後、速やかに議事録を作成し、原則としてこれを公表するものとする。ただし、特段の理由があると座長が認めた場合は、議事録の全部又は一部を非公表とすることができます。議事録の全部を非公表とする場合にあっては、議事概要を公表する。
- 4 座長は、必要に応じ、適当と認める有識者等を参考人として招致することができる。
- 5 この要領に定めるもののほか、分科会に関し必要な事項は、座長が分科会に諮つて定める。